

新たな「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」

この対策に取り組むと、交付金を受け取り、活動経費に充てることできます。

公金なので、多少の書類作成や最低限の活動を実施したり、ルールは守らないといけませんが、

それさえクリアすれば、あなたの集落の 裁量で計画を立てることができ、それを みんなで実践していきます。

3

これまでの 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

【滋賀県全体】でみると(平成25年度実績)

県内の農村集落数の半分以上となる807集落 のみなさんが取り組んでおられます。 (県全体で農村集落は1,549集落です。)

また、面積では農振農用地の2/3に相当する 33,062ヘクタールで取り組んでおられます。 (県全体では51,433ヘクタールです。)









農地維持支払 具体的な事例紹介(2)



獣害防止柵の 下草刈りをしています (補修のみOK)

土手の 草刈り中です



q

農地維持支払 具体的な事例紹介(3)



農道の 砂利まきをしています



具体的な事例紹介(4)

異常気象のときの見回り・応急措置:必須 (ただし異常気象がなかった場合は除く)



水田へのごみの流入



法面の崩壊

農地維持支払の活動項目

地域資源の基礎的保全活動

1.毎年の活動

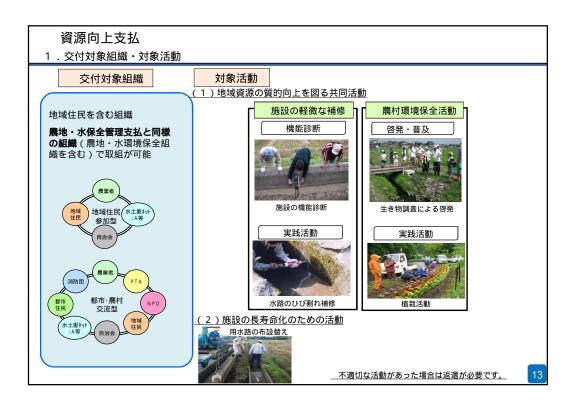
- (1)点検 a)遊休農地等の発生状況の把握【必須】
 - b)水路、農道、ため池の点検【必須】
- (2)年度活動計画の作成
- (3)実践活動
 - 1)農用地
 - a)遊休農地発生防止のための保全管理【必須】
 - b) 畦畔・農用地斜面などの草刈り【必須】
 - c) 異常気象後の見回り、応急措置【必須】 鳥獣害防護柵の補修は出来ます。
 - 2)水路

 - a)水路の草刈り【必須】 b)水路の泥上げ【必須】
 - c)異常気象後の見回り、応急措置【必須】 かんがい期前のポンプなどの注油やゲートなどの塗装なども出来ます。
 - 3)農道
 - a)路肩·斜面の草刈り【必須】

 - b)側溝の泥上げ【必須】 c)異常気象後の見回り、応急措置【必須】 砂利まき、簡単な舗装の補修なども出来ます。
 - 4)ため池
 - a)ため池の草刈り【必須】
 - b) 異常気象後の見回り、応急措置**【必須】** ため池の泥上げなども出来ます。

2.協定期間内に最低1回(2回以上でも0Kです)

書類作成、申請手続きや組織の運営に関する研修を受けてください。





資源向上支払

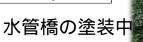
具体的な事例紹介(2)

施設の軽微な補修

(実践活動:

機能診断の結果により実施)

排水路の修繕中









15

資源向上支払 具体的な事例紹介(3)

農村環境保全活動 (啓発・普及:<mark>必須</mark>)



·透視度調査 ·水田からの 濁水管理



啓発看板による広報活動 (濁水防止)

地域住民との交流 (生き物観察会)









具体的な事例紹介(その他)

獣害柵の設置 (新設も可能) ただし、国や県、市の 別事業の上乗せは出来ません





みんなで 水車をつくってみました

2.資源向上支払の活動項目

(1)「地域資源の質的向上を図る共同活動」の活動項目 (1/2)

施設の軽微な補修

1.毎年の活動

- (1)機能診断 農用地、水路、農道、ため池の機能診断【必須】
- (2)年度活動計画の作成【必須】
- (3)実践活動
 - 1)農用地
 - a)畦畔・農用地斜面の補修、畦畔の再構築【必要に応じ実施】
 - b)暗渠排水管の清掃、鳥獣害防護柵の補修・設置【必要に応じ実施】
 - 2)水路
 - a)水路畦畔の再構築【必要に応じ実施】
 - b)目地詰め、沈下補修、破損部の補修【必要に応じ実施】

など

- 3)農道
 - a)路肩·斜面の補修【必要に応じ実施】
 - b)側溝の目地詰め【必要に応じ実施】 など

4)ため池

- a) 堤体遮水シートの補修、侵食の早期補修 【必要に応じ実施】
- b) コンクリート構造物の目地詰め【必要に応じ実施】 など
- 2.協定期間内に最低1回(2回以上でも0Kです)

自主的な機能診断や簡単な補修などに関する研修などを受けてください。

2

2. 資源向上支払の活動項目

(1)「地域資源の質的向上を図る共同活動」の活動項目 (2/2)

農村環境保全活動

毎年の活動

- (1)年度活動計画の作成**【必須】**
- (2)啓発・普及

- a)地域住民との交流活動
- b)学校、行政機関との連携
- (3)実践活動
 - 1)生態系保全**【7つから選択して実施】**
 - a)生物の生息状況の把握
 - b)生物多様性保全に配慮した施設の適正管理
 - c)水田を活用した生息環境の提供
 - d)生物の生活史を考慮した適正管理
 - e)放流・植栽を通じた在来生物の育成
 - f) 外来種の駆除
 - g) 希少種の監視
 - 2)水質保全【2つとも必須、4~5月の代掻き・田植え期に実施】
 - a)水田からの排水(濁水)管理
 - b)水質モニタリングの実施・記録管理
 - 3)その他【自由選択】
 - a)景観形成のための植栽
 - b)農業用水の地域用水としての利用

など

交付金の使途は・・・

支援金は、計画に沿った活動に 使えますので、皆さんの農村を よりよくすることに役立ててください。

資材や機材の購入・リース、話し合いや 啓発・普及、日当や協力費に要する経費 など、地域の創意工夫で使って〈ださい。

23

交付金はこんなものに使えます(1)

- ・車両、機械等のリース代
- ·資材(砕石、砂利、セメント、 農村環境保全活動に必要な資材など)の購入費
- ・草刈り機、畦塗り機などの購入費
- ・機械の油代
- ·技術的指導を受けるために必要な専門家 にかかる旅費や謝礼金
- ·専門的な技術や機械などが必要な補修作業 などの外注費
- ·茶菓子代

交付金はこんなものに使えます(2)

- ・活動に参加した人の日当
- ・先進地研修や研修などに参加するために必要な旅費
- ・活動のための保険料
- ・事務運営に必要なアルバイトなどへの賃金
- ・役員などに対する報酬
- ・運営するために必要な事務費 (通信連絡費、事務機器購入費、総会経費など)

生きもの観察会の網・バケツや みんなで植える花の種・苗・肥料など の購入もOKです (資源向上活動の場合)

25

ただし、こんなものには使えません

- ・アルコールの購入には、使えません。
- ・自治会経費の全面的な費用負担には、 使えません。

(ただし、コピー代·コピー機リース代を 自治会と案分することはOKです)

・自治会館の補修にも、使えません。

2 . 資源向上支払の活動項目 (2)「施設の長寿命化」の活動項目

施設の長寿命化

毎年の活動

整備後30年以上が経過し、老朽化が進む農地周りの水路等の施設の長寿命化のための補修・更新活動に対し、対象となる農振農用地面積に応じて支援。

(1)水路整備 老朽化が進んだ水路(用水路を最優先)施設の補修·更新など



(2)生物多様性保全水路整備 老朽化が進んだ排水路の補修・更新とあわせて行う生態系に配慮した施設整備

